公立大学法人大阪共同研究等貢献手当規程

制　　定　令和８．３．30　規程67

（趣旨）

第１条　この規程は、教職員に支給する共同研究等貢献手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　教職員　法人に雇用される者をいう。

(2)　知的貢献費　大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校共同研究規程（以下「共同研究規程」という。）第７条第１項及び大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校受託研究規程（以下「受託研究規程」という。）第７条第１項に定める知的貢献費をいう。

(3)　研究代表者　知的貢献費の交付の対象となる研究において、当該研究を代表して行う教職員をいう。

(4)　研究分担者　知的貢献費の交付の対象となる研究において、当該研究を分担して行う教職員をいう。

（支給対象者）

第３条　共同研究等貢献手当の支給対象者は、第５条に定める支給日の属する月の初日時点で在職する教職員のうち、知的貢献費の交付の対象となる研究における研究代表者又は研究分担者である者とする。

（支給額等）

第４条　共同研究等貢献手当の支給額は、当該手当の支給日が属する年の前年の１月１日から12月31日までの期間において、研究代表者が獲得した知的貢献費の合計額の範囲内で、支給対象者ごとに研究代表者が指定した額の５分の４を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）とし、知的貢献費の交付の対象となる研究が２以上の場合にあっては、それぞれの研究にかかる知的貢献費について研究代表者が指定した額に基づき支給額を算出するものとする。ただし、支給対象者ごとの共同研究等貢献手当の支給額は、各年1,000万円を上限とする。

２　研究代表者は、共同研究等貢献手当の支給日が属する年の前年の12月末日までに、所定の方法により前項に定める額の指定を行わなければならない。

３　休職等（公立大学法人大阪教職員給与規程第44条第１項に定める休職等及び法人の定める他の規程におけるこれらに相当する休職等をいう。）となった教職員のその間の共同研究等貢献手当は、第１項に定める額の全額を支給する。

（支給日）

第５条　共同研究等貢献手当の支給日は、３月の給与支給日（公立大学法人大阪教職員給与規程第52条第２項に定める給与の支給日をいう。）とする。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。